

ヤングケアラー・若者ケアラーの方が  
安心して自分の気持ちを話したり、相談できるような  
「場づくり」を、兵庫県は応援します

ヤングケアラー・若者ケアラー  
当事者、支援者の

交流会

への補助金

5万円

(1回あたり上限)

ヤングケアラー・若者ケアラー  
同士がつながる

オンライン交流会

への補助金

3.5万円

(1回あたり上限)

募集期間

令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水)

家族に代わり  
幼い兄弟などの  
世話をしている

依存症等、  
問題を抱える家族に  
対応している

目の離せない家族の  
見守りや  
気遣いをしている

ヤングケアラーとは、例えば、こういう子ども・若者たちのことです

障害や病気のある  
家族に代わり、  
買い物、料理、掃除  
などの家事をしている

障害や病気のある  
家族の身の回りの  
世話をしている

家族のために  
通訳をしている

働いて  
障害や病気のある  
家族の家計を  
助けている

詳しくはHPより募集案内をご覧ください。

【問い合わせ先】

兵庫県 福祉部 地域福祉課  
TEL:078-362-9187

兵庫県 ヤングケアラー 補助金

